

# 武力行使の条件 答弁迷走

## 審議検証 安保法制

### 機雷除去と米艦防護

安全保障関連法案の質疑で、集団的自衛権の行使をめぐる政府答弁は迷走や混乱が目立った。国会審議を検証する連載2回目は、政府が行使例に挙げた「中東・ホルムズ海峡での機雷除去」と「朝鮮半島有事での米艦防護」について、答弁の迷走を考える。

#### 武力行使の新3要件

安倍内閣が昨年7月に閣議決定した集団的自衛権を使う際の前提条件。①密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、我が国の存立が脅かされ、国民の生命、自由及び幸福追求の

権利が根底から覆される明白な危険がある「存立危機事態」②我が国の存立を全うし、国民を守るために他に適当な手段がない③必要最小限度の実力行使にとどまる―の3点からなる。

どまらず、国民生活に死活的な影響が生じるか否かを総合的に判断」などと抽象的な答弁を繰り返した。

6月26日の特別委で、敵国による機雷敷設が「我が国に対する武力攻撃の意図がある」と判断できるなら「個別の自衛権の発動によって機雷を処理することはありうる」と述べた。従来「個別の自衛権では対処できないことは明々白々だ」（首相）との主張と異なるもので、答弁の迷走を示したものと評された。

「海外派兵は一般に自衛のための必要最小限度を超え、憲法上許されない」安倍首相は5月27日の衆院特別委で、集団的自衛権を含む海外での武力行使は遠慮になると答弁。一方で、昨年7月に閣議決定した武力行使の新3要件を満たす場合は「例外として」と主張した。限定した「集団的自衛権の行使が認められる」と強調した。「一般」と「例外」はどこで線が引けるのか。首相が海外で行使が認められる唯一の事例とした「中東・

ホルムズ海峡の機雷除去」がなぜ、新3要件を満たすのか。質疑では、野党から様々な疑問が示された。首相は、石油供給ルートの海峡が機雷で封鎖されれば「経済的パニックが起きる」と指摘。日本への影響が深刻なら、3要件のうち第1の「存立危機事態」に該当すると主張した。野党は「経済的な制裁（を受けた）だけで武力行使できるのは行き過ぎではないか」（松野頼久・維新の党代表）とただしたが、首相らは「経済的影響にと

どまらず、国民生活に死活的な影響が生じるか否かを総合的に判断」などと抽象的な答弁を繰り返した。第2要件をめぐっても野党は追及。民主の後藤祐一氏は特別委で「他国の掃海艇で掃海できる場合、他に手段がない」という条件を満たせるのかと質問。しかし、岸田文雄外相は「高い技術や実績を持つ我が国が掃海に加わらないことは考えられない」とかわした。従来「議論を覆すような政府側の答弁もあった。横島裕介・内閣法制局長官は

一方、政府は集団的自衛権の行使が必要なケースとして、朝鮮半島有事（戦争）の際に自衛隊が米艦を守る事例に再三言及した。首相は6月17日の党首討論で、朝鮮半島有事で日本へのミサイル攻撃が懸念され、ミサイルの防護に関わる米艦が攻撃された場合は「新3要件に当たる可能性がある」と述べた。しかし、民主党の長妻昭代表代行は衆院特別委で、首相が示す例は「我が国に対する武力攻撃の着手と読みうるのではないかと再三指摘。個別の自衛権で対応できるのでは」と反論した。この「米艦防護」をめぐっても、政府答弁は混乱

### 最後は「総合的判断」



し始める。首相は、日本が攻撃を受けていないのに個別の自衛権を使って米艦を守れば、「国際的には先制攻撃とみなされる可能性が高い」とし、集団的自衛権の対応が必要と強調した。だが、歴代政権はこのケースで米艦が攻撃されれば、日本への攻撃とみなして個別の自衛権で対応できる可能性を認めてきた。出だしから従来の政府見解と異なる首相の説明はさらに迷走する。

首相は8日の特別委で、「攻撃国の意思がない場合でも、存立危機事態になりうる」とし、敵国が攻撃の意図を示さなくても集団的自衛権を使えるとした。ところが、首相は10日の特別委でさらに説明を「上書き」する。米艦が攻撃を受けてなくても集団的自衛権が使えらる」と「総合的に判断する。例示がすべてではない」と述べた。

首相らは結局、集団的自衛権が適用されるケースを明確にせず、行使するかどうかは、政権の判断で決める余地を残したいという姿勢をにじませている。

#### 中東ホルムズ海峡での機雷除去

5月27日衆院特別委  
松野頼久・維新の党代表  
経済的な制裁（を受けた）だけで武力行使できるのは行き過ぎではないか  
安倍晋三首相  
経済的影響にとどまらず、国民生活に死活的な影響が生じるか否かを総合的に判断する

5月28日衆院予算委  
個別の自衛権の行使で対処することは出来ないということは今までの議論の積み重ねで明々白々だ

6月26日衆院特別委  
横島裕介・内閣法制局長官  
我が国に対する武力攻撃の意図があるならば、個別の自衛権の発動によって機雷を処理することはありうる

朝鮮半島有事の米艦防護  
7月3日衆院特別委  
長妻昭・民主党代表代行  
我が国に対する武力攻撃の着手と読みうるのではないか  
個別の自衛権の対応に限界があるので（武力行使の）新3要件を満たす場合は、武力行使して米艦艦艇を守る必要がある

#### 集団的自衛権をめぐる主な質疑



7/15 朝日

14日@衆院特別委  
=左が質問、右が答弁

#### 外国軍との協力

Q 日米安全保障体制のキーワードの一つ挙げれば、米国の対日防衛コミットメント（関わり）だ。今回の安保法制は、米国の対日防衛コミットメントを確保するために重要ではないか。（自民・山口壮氏）

A （安保）法制によって、日米安保条約及び関連取り決めに基づく権利義務関係は変更されることはないが、日米の信頼関係の絆は一層強くなる。日米同盟の抑止力は一層強化される。（岸田文雄外相）

#### 集団的自衛権

Q 維新の考えは安保条約の下、日本を防衛するために活動している米軍が攻撃された場合一緒に戦う。（集団的自衛権の行使を）我が国防衛のために活動する外国軍に限定すると困るのか。（維新・足立康史氏）

A 我が国防衛のために活動していない、あるいは軍艦ではない米国の船舶が公海上で攻撃を受け、そのような状況で在留邦人に乗せた米艦船舶が武力攻撃を受けるような場合も考えられる。（中谷元・防衛相）

（今野聡）